

令和4年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	保育所等待機児童の解消								
予算額	189,800 千円 (債務負担行為設定含む)	新規・充実・継続の別	継続						
担当課	幼保総合支援室(251-2390)								
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>京都市では、国の補助金を積極的に活用して、保育所の新設、施設の老朽化や耐震化対策を含む保育所等の増改築等を行い、児童の受入枠拡大を図ることで、年度当初における国定義での8年連続待機児童ゼロを達成し、全国トップ水準の取組を続けてきたところである。今後も、市民の方に、“保育を利用しやすい”と実感いただける取組を推進していく。</p>									
<p>【事業概要】</p> <p>京都市はぐくみプランに基づき、令和5年度以降の待機児童ゼロに向け、前年度からの継続分及び新たに整備が必要な区域において、民間保育所等整備助成で80人分（うち、令和5年4月開所20人分、令和6年4月開所60人分）の受入枠を拡大する。</p> <p>【民間保育所等整備助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新設 1箇所分（実施箇所未定） ○ 老朽改築及び定員増 1箇所（継続分） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設名</th> <th style="width: 45%;">所在地</th> <th style="width: 30%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲荷砂川保育園</td> <td>伏見区深草六反田町</td> <td>80人（20人増）</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	所在地	定員	稲荷砂川保育園	伏見区深草六反田町	80人（20人増）
施設名	所在地	定員							
稲荷砂川保育園	伏見区深草六反田町	80人（20人増）							
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等利用児童数の増加（平成20年度→令和3年度） 4,849人の増加 ・令和4年4月に向けた受入枠の拡大見込み（令和3年4月→令和4年4月） 148人分の拡大見込み 									

令和4年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	学童クラブ事業における利用申込等 ICT 化推進事業										
予算額	42,000 千円	新規・充実・継続の別	新規								
担当課	子ども若者未来部 育成推進課(746-7610)										
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>本市の学童クラブ事業においては、利用申込みの受付や利用料金の算定は同事業の委託先である各運営団体が行うこととしている。</p> <p>しかしながら、これらの事務は利用者から提出された紙の申請書類に基づいて行われるため、利用者にとっても運営団体にとっても煩雑なものとなっている。</p> <p>そこで、新たに専用システムを導入して学童クラブ事業の ICT 化を進めることにより、こうした事務負担を軽減するとともに、システムに搭載された入退室管理や利用者への通知機能により利用者の利便性向上を図る。</p>											
<p>[事業概要]</p> <p>本市からの委託に基づき学童クラブ事業を実施する各運営団体において、学童クラブ事業に係る各種事務手続き等の機能を有したシステムを導入することについて、導入に要した費用（開発経費や端末費用等）の一部を30万円を上限に支弁する。</p> <p>システムが備える主な機能（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童クラブ事業の登録(利用申込み)の申請・受付 ・ 利用料金の請求管理 ・ 入退室管理（保護者もオンラインで確認可能） ・ 保護者への通知 <p>(参考) 導入箇所数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>児童館</td> <td style="text-align: right;">128</td> </tr> <tr> <td>学童保育所</td> <td style="text-align: right;">11</td> </tr> <tr> <td>放課後ほっと広場</td> <td style="text-align: right;">1*</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">140</td> </tr> </table> <p>※ 8箇所あるが、事務機能を集約しているため、1箇所で計上している。</p>				児童館	128	学童保育所	11	放課後ほっと広場	1*	計	140
児童館	128										
学童保育所	11										
放課後ほっと広場	1*										
計	140										
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]											

令和4年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	虐待防止のための SNS を活用した相談体制の整備		
予算額	2,200 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	児童福祉センター 総務課 (801-2171)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>国において令和4年度中に SNS 相談システムが構築されることを踏まえ、児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者がより相談しやすい環境を整備していくことを目的に、京都市においても、子どもや家庭からの相談を SNS 上で受け付ける体制を整備する。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>現在、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」など電話が中心となっている子どもや家庭からの相談について、コミュニケーションツールとしての SNS の普及を踏まえ、相談体制を整備し、SNS 上で一般的な子育ての相談から虐待相談まで幅広く相談対応を行う。</p> <p>国が設定する全国一律利用開始日である令和4年11月からの実施を予定。</p>			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>			

令和4年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実		
予算額	237,411 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	子ども若者未来部 育成推進課(746-7610)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>近年、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期の親子が孤立しやすい状況となっている。</p> <p>これらの状況を受け、本市では、子育て中の親の負担感の軽減などを目的に、乳幼児を養育する親とその子が気軽に集い、子育ての悩みを話し合ったり、交流することができる場所として、つどいの広場事業を市内39箇所で開催している(令和3年度末見込み)。</p> <p>また、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン」においては、令和6年度までの間につどいの広場を少なくとも年間1箇所程度で新規実施することにより、乳幼児期の親子の孤立を防ぎ、子育ての楽しさを感じられる環境を充実していくこととしている。</p>			
<p>【事業概要】</p> <p>「京都市はぐくみプラン」に基づき、乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行い、地域の子育て家庭を支援する<u>子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業</u>を令和4年度中に新たに1箇所で開催する(実施箇所 39→40箇所)。</p> <p>具体的な実施箇所については調整中。</p> <p>(1) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施 <p>(2) 利用対象</p> <p>主に乳幼児を育てている親とその子</p> <p>(3) 開設時間</p> <p>原則として、午前10時から午後4時まで</p> <p>(4) 利用料金</p> <p>無料(ただし、材料代等の実費を御負担いただく場合がある。)</p>			
<p>【参 考 (他都市の状況・事業効果など)】</p>			

令和4年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	成年年齢の引下げに伴う周知啓発事業												
予算額	3,300 千円	新規・充実・継続の別	新規										
担当課	子ども若者未来部 育成推進課(746-7610)												
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>改正民法の施行に伴い、令和4年4月から、成年年齢は20歳から18歳に引き下げられる。</p> <p>本市では、青年の門出をまち全体で祝い励ますとともに、新成人としての自覚を促すための式典(成人式)について、「18歳」は参加者の多くが大学受験又は就職といった人生の選択を迫られる極めて多忙な時期であることから、参加者が落ち着いて参加することができ、家族や旧友、地域社会との繋がりをしっかりと確認できるよう、成年年齢引下げ後も、「はたちを祝う記念式典」として、20歳での式典開催を継続することとしている。</p> <p>一方で、改正民法施行に伴い、親の同意がなくても自分で契約ができるようになるなど、「18歳」には、大人としての自覚や社会参加が求められることとなる。</p> <p>このため、20歳での式典とは別に、これらを促していくための啓発を実施する。</p>													
<p>[事業概要]</p> <p>令和4年度内に新成人となる方に対し、成人としての自覚や責任感を促すとともに積極的な社会参加につなげるための啓発を実施する。</p> <p>1 対象者</p> <p>計 37,500人(令和4年4月1日時点で17歳から19歳の者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生年月日</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年4月2日～平成15年4月1日 (令和4年4月1日時点で19歳＝令和4年度当初から新成人)</td> <td>約14,000人</td> </tr> <tr> <td>平成15年4月2日～平成16年4月1日 (令和4年4月1日時点で18歳＝令和4年度当初から新成人)</td> <td>約12,000人</td> </tr> <tr> <td>平成16年4月2日～平成17年4月1日 (令和4年4月1日時点で17歳＝令和4年度内に新成人)</td> <td>約11,500人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約37,500人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 啓発の内容</p> <p>(1) 以下の内容を掲載したお祝いメッセージを対象者に郵送する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法改正の趣旨 ・ 成年年齢引下げに関連した啓発等の情報提供(消費者教育や選挙啓発等) ・ 市長・市会議長のお祝いメッセージ <p>(2) 上記のほか、市民しんぶんや京都市情報館等において、市民全体にも周知する。</p>				生年月日	人数	平成14年4月2日～平成15年4月1日 (令和4年4月1日時点で19歳＝令和4年度当初から新成人)	約14,000人	平成15年4月2日～平成16年4月1日 (令和4年4月1日時点で18歳＝令和4年度当初から新成人)	約12,000人	平成16年4月2日～平成17年4月1日 (令和4年4月1日時点で17歳＝令和4年度内に新成人)	約11,500人	合 計	約37,500人
生年月日	人数												
平成14年4月2日～平成15年4月1日 (令和4年4月1日時点で19歳＝令和4年度当初から新成人)	約14,000人												
平成15年4月2日～平成16年4月1日 (令和4年4月1日時点で18歳＝令和4年度当初から新成人)	約12,000人												
平成16年4月2日～平成17年4月1日 (令和4年4月1日時点で17歳＝令和4年度内に新成人)	約11,500人												
合 計	約37,500人												
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>													

令和4年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	産後ケア事業における利用者負担の軽減											
予算額	34,705 千円	新規・充実・継続の別	充実									
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)											
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 本市では、母子健康手帳交付時から、妊娠・出産・育児期までの「切れ目のない支援」に取り組んでおり、とりわけ出産直後は、母子ともに心身が最も不安定な状態にあることから、支援が必要な母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるよう、母親への心身のケアや育児サポート等の支援等を行う産後ケア事業（京都市スマイルママ・ホッと事業）を実施している。 今回、国の制度拡充を受けて、市民税非課税世帯に対する利用者負担の軽減を図る。</p>												
<p>[事業概要] 産後の支援を必要とする方の利用を促進するため、以下のとおり充実する。</p> <p><内容> 産後ケア事業における市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）の毎回の利用料（自己負担額）について、全額公費負担する（市 1/2，国 1/2）。※本人負担無し</p> <p>(参考：非課税世帯の利用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業利用開始時の乳児の月齢</th> <th>産後ショートステイ</th> <th>産後デイケア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生後3箇月未満</td> <td>510円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>生後3箇月以降</td> <td>490円</td> <td>240円</td> </tr> </tbody> </table>				事業利用開始時の乳児の月齢	産後ショートステイ	産後デイケア	生後3箇月未満	510円	250円	生後3箇月以降	490円	240円
事業利用開始時の乳児の月齢	産後ショートステイ	産後デイケア										
生後3箇月未満	510円	250円										
生後3箇月以降	490円	240円										
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>												

令和4年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	不妊治療費等助成の拡充		
予算額	387,010 千円	新規・充実・継続の別	充実
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>本市では、国に先駆けて、平成15年7月から不妊治療に要した費用に対する一部助成（一般不妊治療費助成）を府市協調で開始したうえで、平成28年の国の制度（特定不妊治療費助成）開始以降は国の補助を活用しながら、順次制度を拡充し、治療される方の不安や悩みに寄り添った支援を行ってきた。</p> <p>令和4年4月から特定不妊治療に保険が適用され、国の特定不妊治療費助成制度が廃止されることとなった。今回府市協調により、新たに保険適用となる治療（体外受精・顕微授精等）及び保険適用外となる治療（先進医療の適用を受ける治療）への助成を行う。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>新たに保険適用となる治療（体外受精・顕微授精等）及び保険適用外となる治療（先進医療の適用を受ける治療）への助成を以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の適用を受ける治療（体外受精，顕微授精等） (※) <u>上限 6万円/年</u> (※) 保険適用治療 39歳以下（6回まで），40歳以上43歳未満（3回まで） ・ 先進医療の適用を受ける治療 <u>上限10万円/年</u> 			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <p>京都府において実施している保険適用の上限回数を超える10回目までの治療に対する支援の対象に令和4年度から京都市民も追加（上限15万円/回）</p>			

令和4年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	3歳児健康診査における屈折検査の導入		
予算額	19,300 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		
<p>【事業実施に至る経過・背景など】</p> <p>眼鏡をかけても視力が十分に矯正できない「弱視」は、子どもの約50人に1人とされ、適切な治療を早期に開始しなければ恒久的な視力障害につながる可能性がある。</p> <p>また、視力（視覚中枢）が発達するのは、視覚刺激に感受性のある期間内であり、6～8歳で感受性が低下するとされているため、3歳児健康診査において、弱視を早期発見・早期治療につなげることは極めて重要である。</p> <p>本市ではこれまでから、3歳児健康診査において、保護者等による自宅での視力検査や看護職による問診及び小児科医の診察等により、弱視が疑われる子どもを把握した場合には、精密検査が可能な医療機関を紹介する等、弱視の早期発見・早期治療に取り組んできた。</p> <p>現在の取組では、視力検査を行う自宅の環境や保護者の手技、子どもの発達状況等により、検査結果の精度に差が生じることが課題であるため、客観的に子どもの弱視のリスクを判断することができるよう、屈折検査を導入する。</p>			
<p>【事業概要】</p> <p>客観的に子どもの弱視のリスクを判断し、早期発見・早期治療につなげることができるよう、各区役所・支所（14箇所）で実施する3歳児健康診査において、屈折検査を導入する。</p> <p>1 対象者 3歳児健康診査の対象児</p> <p>2 検査内容 屈折検査機器（フォトスクリーナー※）を用いて、屈折検査を実施する。 ※ 遠赤外線を利用して眼の写真を撮影し、屈折や眼位検査を行う機器。</p>			
<p>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</p> <p>全政令指定都市のうち、3歳児健康診査において屈折検査を導入している政令指定都市10市（令和3年8月31日時点）</p>			

令和4年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	ひとり親家庭支援の拡充																																			
予算額	146,152 千円	新規・充実・継続の別	充実																																	
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(222-4309)																																			
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 京都市では、ひとり親が就業し経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、「京都市ひとり親家庭自立促進計画」に基づき、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を展開してきた。 今回、令和4年度当初予算案において示された国の制度改正に伴い、以下の事業について拡充する。</p>																																				
<p>[事業概要]</p> <p>1 高等職業訓練促進給付金等事業の拡充 ひとり親家庭の親の就業に結びつきやすい資格（看護師，保育士等）の取得を促進するため、資格取得に必要な養成機関での修業期間中の負担軽減を目的に、給付金を支給する。 (拡充内容) <u>令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和措置(6月以上の民間資格講座等を新たに対象)について、令和4年度も継続して実施する。</u></p> <p>2 自立支援教育訓練給付金事業の拡充 ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、指定された教育訓練講座(介護福祉士，医療事務等)を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>拡充前</th> <th>拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">給付割合</td> <td>6割</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給付上限額</td> <td>専門実践教育訓練の対象講座</td> <td>20万円×4年</td> <td>40万円×4年</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>20万円</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の受講開始時給付金の新設 ひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給する。 (拡充内容) <u>令和4年度以降、受講開始時給付金を新設し、受講開始時にも給付金を受給できるようにする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>拡充前</th> <th>拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給付割合</td> <td>受講開始時</td> <td>—</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>受講修了時</td> <td>4割</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>合格時</td> <td>2割</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給付上限額</td> <td>15万円</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>						拡充前	拡充後	給付割合		6割	6割	給付上限額	専門実践教育訓練の対象講座	20万円×4年	40万円×4年	上記以外	20万円	20万円			拡充前	拡充後	給付割合	受講開始時	—	3割	受講修了時	4割	1割	合格時	2割	2割	給付上限額		15万円	15万円
		拡充前	拡充後																																	
給付割合		6割	6割																																	
給付上限額	専門実践教育訓練の対象講座	20万円×4年	40万円×4年																																	
	上記以外	20万円	20万円																																	
		拡充前	拡充後																																	
給付割合	受講開始時	—	3割																																	
	受講修了時	4割	1割																																	
	合格時	2割	2割																																	
給付上限額		15万円	15万円																																	
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)] 支給実績 (令和3年12月現在) ・高等職業訓練促進給付金等事業：90名 ・自立支援教育訓練給付金事業：37名</p>																																				